

別添

「令和7年度千葉県認知症地域支援推進員研修」企画提案仕様書

1 事業名称 「令和7年度千葉県認知症地域支援推進員研修」業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注を予定している「令和7年度千葉県認知症地域支援推進員研修に係る業務委託」の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

3 業務の目的

認知症地域支援推進員（以下、「推進員」という。）は、平成30年度からすべての市区町村に配置されており、また、政府の「認知症施策推進大綱」において「認知症地域支援推進の先進的な活動の横展開」及び「全認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講」することが明記された。

本研修は県内の市町村におけるすべての推進員の効果的な活動の展開に向けて、配置予定も含む新任者、並びにすでに配置されて活動をしている現任の推進員が、その役割を担うために必要な知識・技術の習得及び向上を図ることを目的とする。

4 委託期間 契約日から令和8年3月31日まで

5 委託業務の内容

(1) 受講者の募集及び決定に関すること

受講者の募集については研修会開催日の1か月以上前に行い、会場またはWEBでの定員数に応じて、受講者を決定すること。

(2) 研修の実施に関すること

ア コース・定員について

初任者・現任者2つの研修コースを設けること。

定員は各コース100名程度以上で設定すること。

別添

イ 受講対象者

(ア) 新任者研修

推進員として配置後おおよそ1年未満の者又は配置が予定されているものであり、以下のいずれかの要件を満たす者

a 認知症の医療や介護における専門知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員

b 上記 a 以外で認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めた者（例：認知症介護実践者養成研修修了者等）

(イ) 現任者研修

原則として以下の2要件を満たす者。

a 推進員又は認知症コーディネーターとして市町村にすでに配置されている者。

b 推進員又は認知症コーディネーターとして実際に活動している経験年数が受講日時点でおおよそ1年以上の者。

(ウ) 実施場所について

研修会場は、受講生が千葉県全域から参加するため、各圏域に配慮した場所または、オンラインを活用して受講しやすい環境にすること。

(エ) 実施日について

初任者研修、現任者研修ともに令和8年2月27日までに実施すること。

(オ) 研修講師について

講師は、講義するテーマに精通している者とする。

(カ) 実施形態について

参集型やオンラインを活用しながら、多くの受講者が参加できるように研修を実施すること。

(キ) その他

実施に当たっては、質の確保、向上を図ることを目的として、県及び社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター（以下、東京センター）と連携を

別添

図りながら実施すること。

(3) 研修の内容に関すること

研修については以下の内容を盛り込み、初任者研修、現任者研修それぞれ3日間とすること。

なお、研修実施前後に、研修のあり方等に関する情報・意見交換のため、県及び東京センターと合議を行うこと。

ア プログラム

3日間の内、1日目は別記1「千葉県認知症地域支援推進員研修県独自プログラム」を基にし、2・3日目は東京センターが実施している別記2「令和7年度認知症地域支援推進員研修（新任者研修・現任者研修）募集案内」の内、研修プログラムに準じて実施すること。

(4) 研修の評価に関すること

参加した受講者を対象にアンケート調査を行うこと。結果については、県及び東京センターへ共有すること。

(5) 修了証の交付に関すること

全講義、演習等を受講した者に対し、修了証を交付すること。

なお、修了証は県が千葉県知事名で発行することとする。

6 報告

委託業務が完了した時は速やかに業務委託実績報告書を提出すること。

7 再委託の禁止

原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により千葉県の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 特記事項

(1) 研修の内容についてはあらかじめ県の承認を得ること。

(2) 受託者は、業務の処理上知り得た情報（個人情報含む。）を、他に漏らしてはならない。

別添

- (3) 本業務の処理に当たっての個人情報の取り扱いについて、受託者は別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。